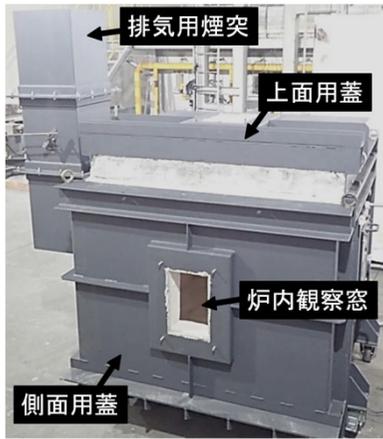


【試験紹介】小型炉を用いた簡易加熱試験

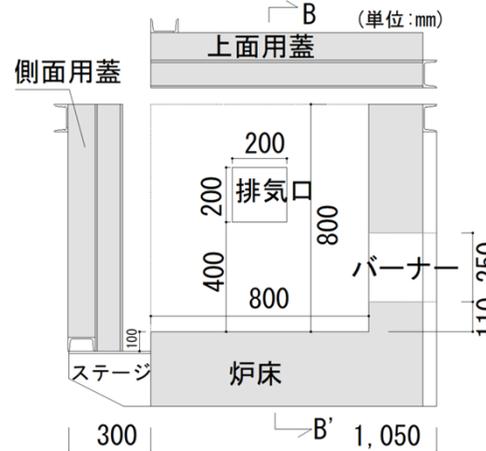
小型炉を用いた簡易加熱試験について紹介いたします。本試験は、「大臣認定試験と同等の加熱温度・炉圧制御」「低コスト」「予約可能日が多く予約～試験実施までの待ち時間が比較的短い」といったメリットがございます。試験可能な部材は「壁」「床・屋根」「柱」「梁」など、様々な試験体に対応しております。大臣認定試験前の仕様検討のための予備試験等(たとえば材料を変更した場合の優劣比較など)でのご活用をぜひご検討ください。



小型炉の正面写真



正面図(B-B' 断面)



側面図(A-A' 断面)

炉のスペック

有効加熱寸法

800mm × 800mm

加熱温度

ISO834-1標準加熱に対応

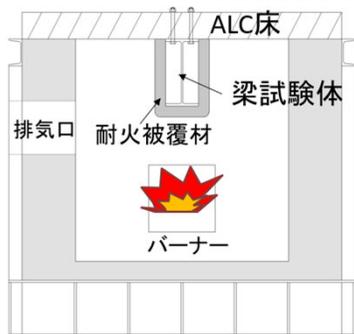
炉圧

大臣認定試験と同等の値(16Pa)で制御可

注) 載荷ありの加熱試験には対応しておりません

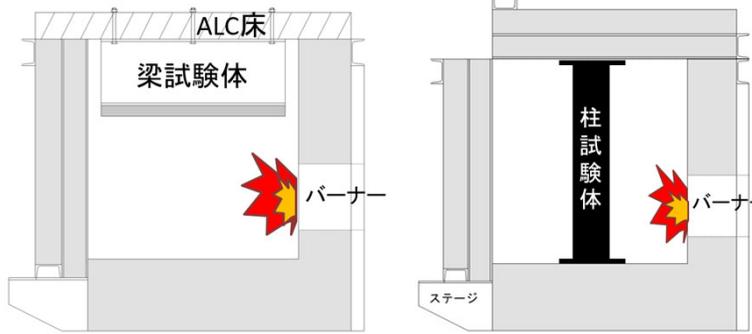
「梁」と「柱」の試験体設置イメージを以下に示します。なお、「壁」の場合は側面用蓋が壁試験体に置き換わり、「床・屋根」の場合は上面用蓋が床・屋根試験体に置き換わるイメージです。

設置イメージ(梁)



正面図

設置イメージ(柱)



側面図

側面図

【お知らせ】主な試験の空き状況

防耐火構造試験、防火材料試験

下記リンクから、試験日程の空き状況をご確認いただけます。掲載の無い試験の空き状況についてはお問い合わせください。

◆GBRC 耐火試験日程空き状況・認定交付状況・その他リンク集
<https://sites.google.com/view/gbrc-testblankday-list>

表中が「×」でも空きがある可能性もございます。

お急ぎの際はご相談ください。

詳細は下記担当者もしくは評価打合せ担当までお問合せください。

○担当者

- 壁炉 ⇒ 浦野(urano@gbrc.or.jp)
- 柱炉・水平炉・小型炉 ⇒ 四元(yotsumoto@gbrc.or.jp)
- 防火材料 ⇒ 大上(oue@gbrc.or.jp)

【お知らせ】令和3年度 建築基準整備促進事業 成果概要

令和3年度の基整促成果概要が公開されました。国土交通省HPより各事業の成果概要をDL可能です。防火関係の概要は下表の通りです。
(https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_fr_000144.html)

事業名		概要
F18	中規模木造建築の区画貫通部の仕様及び燃えしろ設計法の合理化に係る検討	180分間の遮炎性を有する区画貫通部の仕様の提案、135分加熱による集成材パネルの残存断面及び木材の高温時圧縮機械的特性について検討を行った。
F19	内装制限及び排煙設備の設置基準の合理化に係る検討	排煙設備の設置基準及び構造規定の合理化を検討した。また、木製内装材の設置条件を検討した。
F20	耐火構造の構造方法の告示化等に係る検討	非損傷性の要求時間が1時間を超える木造耐火構造の仕様の特定、耐火構造の有する準耐火性能の明確化のための検討・実験を行った。
F21	内装制限に用いる不燃材料等に係る検討	告示225号の整理と課題から、長期又は短期加熱を受ける内装材の評価基準・試験方法を検討する為、実験により数種類の材料の燃焼挙動を調査した。
F22	防火設備の告示仕様等に係る検討	20分間超の遮炎性能を有する防火設備の仕様を検討し、鋼製枠を使った90分性能防火設備を提案した。また、居住性能と高遮炎性能の両立について検討した。

【お知らせ】平成12年建設省告示第1400号「不燃材料を定める件」の一部改正

2022年5月31日に「平成12年建設省告示第1400号」が一部改正され、不燃材料として「**厚さが10 mm以上の壁土**」が追加されました。なお、追加される壁土には、**合成樹脂系の混和材を添加するものは含みません。**(技術的助言より)

○大臣認定取得の際の影響

大臣認定取得の際に標準基材(せっこうボード)と呼ばれるもので試験を行うことで、告示1400号に例示されている材料を基材として使用することができますが、大臣認定における基材としての壁土の取扱いについては、技術的助言の中で壁土を含まないことが明記されています。

なお、本改正告示の施行日前に認定された不燃材料(準不燃材料及び難燃材料を含む。)の大臣認定について、その基材の仕様として不燃材料に係る包括的な記載*がある場合であっても、当該基材の仕様の適用範囲には壁土を含まないことにご注意ください。今後、認定を取得される場合には、以下の文言に「壁土を除く」旨の文言が追加されます。

※平成12年建設省告示第1400号に例示されたアルミニウムを除く不燃材料のうち、すでに化粧を施されたもの及び鉄鋼、金属板を除くもの

【お知らせ】法改正関係のパブリックコメントについて

防耐火関連ではありませんが、評価業務室では住宅品質確保法に基づく住宅性能評価業務も行っておりますので、紹介させていただきます。下記について、国土交通省から意見募集としてパブリックコメントが公示されました。(意見募集は既に締め切られております。)

☆長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則及び住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案

【概要】

「住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律」の制定に伴い、省エネルギー対策に係る基準の見直しなどを行うことを目的としている。

【具体的内容】

住宅性能評価取得の際、現行制度では省エネルギー対策に係る新築基準について、断熱等性能等級4の基準に適合することを求めているが、今後は断熱等性能等級5及び一次エネルギー消費量等級6の基準に適合しなければならない。

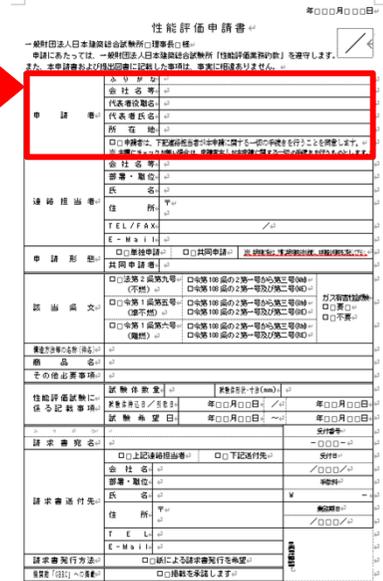
詳細URL: <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000235533>

【お知らせ】申請者等変更手続きについて

申請書(右図)を提出された後に、記載内容に変更が生じた場合、変更届の提出が必要な場合があります。下表を確認いただき、該当する場合は担当者までお知らせください。

変更の際、届が必要

変更箇所	届の要否	備考
申請者の会社名、代表者役職名・氏名	必要	性能評価書・大臣認定書に記載されます。
申請者の所在地	必要	大臣認定申請の際に使用します。
連絡担当者に関すること	不要	メール等にてお知らせください。



【スケジュール】性能評価委員会

下記の予定となります。GBRCのホームページでもご確認いただけます。

https://www.gbrc.or.jp/building_confirm/committee/

	8月	9月	10月	11月	12月
防耐火構造部材	1日	14日	12日	16日	14日
性能評価委員会	23日	28日	24日	28日	26日
防火材料性能評価委員会	30日	29日	26日	30日	21日

【編集後記】

初めまして、中途採用で6月に入所した玉井です。メーカー開発出身で、この度仕事着も作業服からオフィスカジュアルに変わり、気分一新していました。ところが入所後すぐに自転車でこけてしまい、身体は無傷でしたが、新品のズボンに穴を開けてしまいました。妻には呆れられましたが、自分で膝穴を直して履いています。こんな私ですが、申請者様の最善を考え評価業務に努めてまいりますので、何卒宜しくお願い致します!(玉井)

【認定情報】大臣認定期間

2022年7月現在、国交省へ申請してから約1ヶ月後に認定書が交付されています。(案件によっては、1ヶ月以上かかる場合もあります。) 交付状況は、「情報共有サイト」にて確認いただけます。毎週金曜日に更新しております。ぜひご確認ください。



サイトURL: <https://sites.google.com/view/gbrc-testblankday-list>

発行者: 一般財団法人 日本建築総合試験所
試験研究センター 耐火部 評価業務室
評価担当: 門岡、高山、相模、尾碕、村上、尾仲、東村、玉井
TEL: 072(768)8201 E-mail: seinou2@gbrc.or.jp